限定承認公告

本籍東京都荒川区東日暮里二丁目二六九五番地、最後の住所東京都品川区戸越六丁目一八番二号　被相続人　亡　金子　勝

右被相続人は平成二十七年四月八日死亡し、その相続人は平成二十七年七月十日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年七月二十三日

千葉県佐倉市新臼井田一一―五　限定承認者　金子大治郎

限定承認公告

本籍神奈川県愛甲郡愛川町中津四〇六一番地一三、最後の住所神奈川県愛甲郡愛川町中津四〇六一番地の一三桜台ハイム三〇二　被相続人　亡　今野　巌

右被相続人は平成二十七年二月二十七日死亡し、その相続人は平成二十七年七月八日横浜家庭裁判所小田原支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年七月二十三日

神奈川県厚木市緑ヶ丘二丁目三番六一四号　限定承認者　柴田　幸子

限定承認公告

本籍大阪府大阪市浪速区大国一丁目一二六番地四、最後の住所大阪府大阪市西成区長橋三丁目一番二六号ＮＫハイツ長橋二　二〇五号　被相続人　亡　中川　光弘

右被相続人は平成二十七年五月十七日死亡し、その相続人は平成二十七年七月十三日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年七月二十三日

大阪市北区西天満一丁目七番二〇号五〇三号室　相続財産管理人代理人弁護士　折田　啓

事業の全部の譲渡及び譲受の公告

左記会社は、平成二十六年十二月十二日に甲及び乙においてそれぞれ必要な機関の承認を得て、日本の金融当局の認可並びに韓国の金融当局の甲及び乙の合併の認可を得ることを停止条件として、甲は乙の東京支店が営む事業の全部を譲り受け、乙はかかる事業の全部を甲に譲渡することと致しました。

この事業の全部の譲渡及び譲受に異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

以上、銀行法第四十七条第二項及び第三十四条第一項の規定に基づき公告致します。

平成二十七年七月二十三日

東京都千代田区丸の内三丁目四番一号新国際ビルディング（東京支店）

大阪市中央区今橋四丁目一番一号淀屋橋三井ビルディング四階（大阪支店）

（甲）株式会社韓国外換銀行

日本における代表者　金　奎成

東京都千代田区丸の内三丁目四番二号新日石ビルヂング（東京支店）

（乙）株式会社ハナ銀行

日本における代表者　李　鍾承

出資一口の金額の減少公告

当組合は、平成二十七年七月七日の臨時総会において、出資一口の金額を一万円から百円に減少することを決議しました。

この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当組合の直近の財産目録及び貸借対照表は当組合に備え置いてあります。

以上、農業協同組合法第四十九条第二項の規定により公告します。

平成二十七年七月二十三日

愛知県豊田市本新町八丁目六〇番地二　農事組合法人逢妻　理事　鈴木喜一郎

正誤

ページ	段	行	誤	正
四〇			平成二十七年四月十五日（号外第八十六号）公布財務省令第四十六号（法人税法施行規則の一部を改正する省令）（印刷誤り）	正
四〇		終りから四	「「試験研究費の額の合計額　(25)」	「試験研究費の額の合計額　(25)」
〃		〃	「試験研究費の額の合計額　(29)」」	「試験研究費の額の合計額　(29)」」
〃		三	「「試験研究費の額の合計額　(28)」	「試験研究費の額の合計額　(28)」
〃		〃	「試験研究費の額の合計額　(32)」」	「試験研究費の額の合計額　(32)」」
四六		二、	「同法」を「平成27年旧措置法」に改め	改め
四七		一	「「試験研究費の額の合計額　(14)」	「「試験研究費の額の合計額　(14)」
〃		〃	「試験研究費の額の合計額　(18)」」	「試験研究費の額の合計額　(18)」」
〃		一～二	「「試験研究費の額の合計額　(17)」	「「試験研究費の額の合計額　(17)」
〃		二	「試験研究費の額の合計額　(21)」」	「試験研究費の額の合計額　(21)」」
五一		五～六	試験研究費	試験研究
五五		〃	「連結所得の金額（別表四の二「56の①」）」	「連結所得の金額（別表四の二「56の①」）」
六五		終りから三	別表六の二(九)の表中	別表六の二(九)の表中
〃			「連	「連
九八		七	削り	削り、
〃		一	行頭を一字下げる。	
		四	別表六の二(十四)　同表の表中	別表六の二(十四)の書式　同表の表中

平成二十七年三月二十三日（号外第六十三号）厚生労働省告示第八十九号（厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準の一部を改正する件）（原稿誤り）

一　第三号を次のように改める。

三　認知症対応型共同生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六号）第九条第一項に規定する共同生活住居（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第十九項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに一以上であること。

二　第一〇ページ上段二一行目は次のとおりの誤り。

「連結所得の金額（別表四の二「56の①」）」は「試験研究費」の誤り。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　七月二十三日付第一六五号
五月二十一日付衆会第二六

六四ページ●同日付政府調達第一三七号三二ページ●
号一二ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一六四一円（本体一五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）